

○財務省告示第七十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十五年二月二十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年三月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第八

回）

二 発行の根拠 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に

三 振替法の適用 法律（平成二十四年法律第一百一号）第二条第一項

四 発行方法 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定

の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入

格競争入札と同時に行われる入

五

方募

イ
入 価
札 格
発 競
行 争

ロ
入 価
札 格
発 競
行 争

ハ
入 価
札 格
発 競
行 争

イ
入 価
札 格
発 競
行 争

ロ
入 価
札 格
発 競
行 争

六

発

イ
入 価
札 格
発 競
行 争

ロ
入 価
札 格
発 競
行 争

ハ
入 価
札 格
発 競
行 争

イ
入 価
札 格
発 競
行 争

ロ
入 価
札 格
発 競
行 争

ハ
入 価
札 格
発 競
行 争

ハ
特 別
参 加
場

札 場 特 別 参 加 者 財 務 大 臣 が 各 国 債
市 場 特 別 参 加 者 発 行 第 一 以
下 一 定 額 特 別 参 加 者 発 行 第 一
非 格 競 争 入 札 発 行 と いう。

各 申 込 み の うち 応 募 額 を 順 次 割 り
も の か ら そ の 応 募 額 を 案 分 に よ り
当 申 込 み の 応 募 額 を 案 分 に よ り
各 申 込 み の 応 募 額 を 案 分 に よ り
割 り 当 て る 。
各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 申
込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。

財 政 運 営 に 必 要 な 財 源 の 確 保 を
財 政 運 営 に 必 要 な 財 源 の 確 保 を
財 政 運 営 に 必 要 な 財 源 の 確 保 を
財 政 運 営 に 必 要 な 財 源 の 確 保 を
財 政 運 営 に 必 要 な 財 源 の 確 保 を
財 政 運 営 に 必 要 な 財 源 の 確 保 を

財 政 運 営 に 必 要 な 財 源 の 確 保 を
財 政 運 営 に 必 要 な 財 源 の 確 保 を
財 政 運 営 に 必 要 な 財 源 の 確 保 を
財 政 運 営 に 必 要 な 財 源 の 確 保 を
財 政 運 営 に 必 要 な 財 源 の 確 保 を
財 政 運 営 に 必 要 な 財 源 の 確 保 を

十三 十二

発行利率
の経過
払込み

(一) 年〇・一パーセント
は、払込金額の通知を受けた者
により算出した金額を第二十
号に規定する期日に払い込む
ものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1}{100} \times \frac{63}{365}$$

十四 初期利子

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるも
のとして振替口座簿中の口座に
記載又は記録されるものについ
ては、前記(一)の算式により算出
した金額から当該金額に百分の
二十・三一五を乗じた金額(た
だし、当該国債を発行時におい
て取得する者が非居住者又は外
国法人である場合には、前記(一)
の算式により算出した金額に当
該非居住者又は外国法人が適用
を受ける所得税の税率を乗じた
金額)を控除することができる。
平成二十五年六月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ)。
$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以

毎年六月二十日及び十二月二十

二十 十九 十八 十七 十六

後 償 償 元 払 入 者 払
の 還 還 利 場 札 者 込
利 期 期 金 所 参 者 込
子 限 額 支 加 日 日

日 を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お
い て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す
る 利 子 を 支 払 う 。
平 成 二 十 九 年 十 二 月 二 十 日
日 本 銀 行 額 百 円 に つ き 百 円
財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者
平 成 二 十 五 年 二 月 二 十 一 日